## スポーツ少年団登録者再教育プログラム運用規程 別表

令和5年1月1日施行

処分内容		再教育プログラム			
		認識・行動改善計画書	研修・講習等	面談・ カウンセリング	その他
注意・厳重注意		認識・行動改善計画書の 作成・提出 <記載内容(例)> ① (日本スポーツ少年団 が指定した)研修・講 習のまとめ	_	_	都道府県スポ ーツ少年団が 課す内容 ※ 必要に応じ て課すこと ができる
有期の活動禁止	3か月~	②課題書籍の概要と感想 ③今回行為の内によって生じた影響 ⑤今回の行為の不適切でを ⑤今回の考えられた選がでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	日本スポーツ少年団が指定 する研修や講習等の受講 ※ 倫理やコーチング、指導 法に関する内容に限定 ※ 最低3時間以上 ※ 内容や時間数は個別に指 定	<ul><li>一 ※ 推奨なけるします。</li><li>一 ※ 推奨を</li></ul>	
	6 か月~				
	8 か月~				
	12 か月~ (1 年~)				
	16 か月~				
	24 か月~ (2 年~)		公認スポーツ指導者養成講習会共通科目Ⅲの受講 ※ 事前課題(オンラインテスト)・集合講習会・事後学習の全課程 ※ 全課程を受講した場合で	面談等 ※ 都道府県スポーツ少年団と連携して内容や方法を決定	
無期の活動禁 止			も共通科目Ⅲの修了者と はならない	専門家による カウンセリング の受診 ※ 内容や回数等 は案件ごとに 調整	

<sup>※</sup> 再教育プログラムの受講に要する諸費用(教材費、宿泊費、交通費、受講料等)は対象者負担